

令和6年度磐田市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

磐田市は静岡県西部に位置し、都市圏にも近く、平坦で温暖な気候に恵まれた条件を生かし、水稻・お茶・温室メロン・施設園芸・露地野菜を中心とした農産物の栽培が行われている。そのため、需要のある作物の生産を推進し、地域にあった作物の選択を行っていく。

また、当市を中心とする中遠地域は、県内でも有数の稲作地帯でもあり、大規模農家が比較的多く存在している。

しかし、近年の農業を取り巻く諸情勢は、農業用資材の高騰、農産物の需給不均衡・価格の低迷等、依然として厳しい状況にあり、農業者の高齢化、農業就農人口の減少などによる労働力の低下や、農村地域の活力低下にともなう耕作放棄地・不作付地の増大が懸念されている。その解消のために補助金を活用した荒廃農地の解消に取り組む。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

磐田市では、日照時間が長く比較的温暖な気候であることを活かし、様々な高収益作物の作付が行われている。そのため、磐田市では高収益作物への計画的な転換を推進し、米の市場価格の動向に重視し、転作の推進をしていく。転換作物の付加価値の向上に向けた方針として、有利販売を行う生産者に対し助成を行い、有利販売の定着、推進をしていく。また、市内外から需要がある作物に対して作付けをすることで、新たな市場の開拓をしていく。

高収益作物だけでなく、磐田市で転作作物として普及している飼料用米の作付け団地化に対し助成することで、団地化の推進を図り、転作の拡大及び、低コスト化を支援していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水田の有効活用として、麦・大豆・飼料用米に対する二毛作助成を活用し推進していく。

また、農地中間管理事業を活用した担い手への集積の推進をしていくことで、未作付け地の解消を進めていく。基盤整備事業としては、茶畑での未作付けが懸念される農地に対し、抑制を目的とした基盤整備を行い、未作付け地化の事前防止を図る。

本市ではこれまで畑地化の取組実績はない。しかし、水稻（水張り）を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている水田、今後も水稻作に活用される見込みがない水田に対し、現地確認を行い、生産者の意向に応じながら畑地化の要望があれば実施可能性を検討していく。

また、ブロックローテーションについて、実施している生産者はいるが、ほとんどの生産者が実施していないため、生産者の意向等を聞き、要望があれば麦・大豆生産性向上プロジェクト等を活用し、支援を行っていく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

米の消費圏と温暖な気候の有利性を生かし、契約栽培等を定着させる。また、消費者ニーズに沿った安心安全な米作りに視点を置き、営農継続の長期展望を図る。

(2) 備蓄米

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、飼料用米を転作作物の中心作物として位置付ける。飼料用米の生産拡大にあたっては、担い手を中心に、産地交付金を活用した二毛作の取組み、耕畜連携及び団地化の推進を図り、更なる作付け拡大を目指す。

イ 米粉用米

米粉用米は市内での需要があまりないのが現状である。そこで、生産者の意向や需要に応じた作付けを目指すとともに、産地交付金を活用した複数年契約の推進を図る。

ウ 新市場開拓用米

生産者の意向や需要に応じた作付けを目指すとともに、産地交付金を活用した新市場開拓用米の推進を図る。

エ WCS 用稲

稲発酵粗飼料用稲（ホールクロップサイレージ）については、評価は高いものの、市内での需要があまりないのが現状である。そこで、畜産農家からの需要に応じた作付けをしていく。

オ 加工用米

日本酒や味噌、米菓等に使用される加工用米は、酒造業界からの需要が一定数あるため、契約数量の維持、低コスト生産の推進を目指す。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦・大豆については、国からの畑作の直接支払い交付金や産地交付金を有効活用することにより、農地の集積や二毛作の取組みを進め、担い手による作業の効率化を図る。

また、飼料作物のソルガムについては、需要に応じた作付けをしていく。

(5) そば、なたね

そば、なたねについては、国からの畑作の直接支払い交付金や産地交付金を有効活用することにより、作付面積の拡大、担い手による作業の効率化を図る。

(6) 地力増進作物

(7) 高収益作物

生産者の意向や安定した需要がある野菜の作付面積を拡大していく。また、新たに需要が見込まれる品目の作付を推進し、生産量を増やしていく。

花き類はトルコギキョウを中心に栽培が行われており、現行の作付面積を維持していく。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1816.4		1860.8		1800.0	
備蓄米	0		0		0	
飼料用米	265.6		237.6		237.6	
米粉用米	3.1		3.3		3.3	
新市場開拓用米	0		0		0	
WCS用稲	0		0		0	
加工用米	27.1		17.7		17.7	
麦	13.3	4.8	10.8	5.8	10.8	5.8
大豆	4.7	3.9	0.5	0	0.5	0
飼料作物	0		0		0	
・子実用とうもろこし	0		0		0	
そば	0		0		0	
なたね	0		0		0	
地力増進作物	0		0		0	
高収益作物	20.2	11.3	20.2	11.2	20.2	11.2
・野菜	19	11.3	19	11.2	19	11.2
・花き・花木	1.1		1.1		1.1	
・果樹	0		0		0	
・その他の高収益作物	0		0		0	
その他	0		0		0	
・〇〇	0		0		0	
畑地化	0		0		0	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	野菜・花き等 （基幹作、二毛作）	高収益作物の担い手加 算及び有利販売の取組	作付面積（ha）	（5年度）5.8ha	（6年度）7.8ha （7年度）7.8ha （8年度）7.8ha
2	麦、大豆、飼料用米 （二毛作）	二毛作助成	作付面積（ha）	（5年度）8.7ha	（6年度）10ha （7年度）10ha （8年度）10ha
3	麦、大豆（基幹作）	担い手加算	作付面積（ha）	（5年度）9.2ha	（6年度）9.3ha （7年度）9.3ha （8年度）9.3ha
4	飼料用米（基幹作）	飼料用米団地化加算	作付面積（ha）	（5年度）142ha	（6年度）150ha （7年度）150ha （8年度）150ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名 静岡県

協議会名： 磐田市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取組要件等 ※4
1	高収益作物の担い手加算及び有利販売の 取組	1	4,500	野菜、花き等(基幹作)	認定農業者、又は認定新規就農者であること。もしくは直売 所利用の取組を行った者(重点支援作目、特定作目は除 く)
		2	4,500	野菜、花き等(二毛作)	
2	二毛作助成	2	3,880	麦、大豆、飼料用米(二毛作)	二毛作として作付けする対象作物の作付面積に応じて助成
3	担い手加算	1	3,880	麦、大豆(基幹作)	担い手が対象作物を販売を目的に作付けした場合、その作付け面積に応じて 助成(二毛作は対象外)
4	飼料用米団地化加算	1	1,940	飼料用米(基幹作)	飼料用米の団地化の取り組みを行った場合、その作付面積に応じて助成

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙: 整理番号2)二毛作助成のその他要件

1. 二毛作助成の対象作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫及び出荷・販売を行うこと。

(1) 麦

農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

(2) 大豆

農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

(3) 飼料用米

新規需要米取組計画(需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙4の第5の1)又は生産製造連携事業計画(米穀の新用途への利用の促進に関する法律第5条第3項)の認定を受けていること。

※麦、大豆のうち、自家加工については、「経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-2号)を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。

その他要件の確認方法

(1) 麦

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-2号)により確認する。

(2) 大豆

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-2号)により確認する。

(3) 飼料用米

新規需要米取組計画書及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。

(別紙: 整理番号2)生産性向上のための取組

取組内容	確認方法	備考
多収品種の導入	購入伝票 自家採種の場合は面積及び数量の申請	
育苗・移植作業の省力化 (直は栽培、乳苗移植、プール育苗、密苗栽培、疎植栽培)	作業日誌の提出 作業写真(農薬・肥料・機械)の提出	
土づくり (堆肥の施用、ケイ酸質資材の施用)		
肥料の低コスト化、省力化 (土壌分析・生育診断を踏まえた施肥、流し込み施肥、側条施肥)		
農薬の低コスト化、省力化 (種子の温湯消毒、農薬の苗箱播種同時処理、農薬の田植同時処理、共同防除、農薬散布の機械利用)		
立毛乾燥		
集積・団地化	現地確認、地図との照合	1ha以上の団地化が対象